

岩手県農業経営改善関係資金運営要綱

制定	平成 14 年 8 月 9 日付け団第 354 号
改正	平成 15 年 3 月 17 日付け団第 653 号
改正	平成 17 年 4 月 1 日付け団第 68 号
改正	平成 18 年 3 月 28 日付け団第 666 号
改正	平成 18 年 12 月 13 日付け団第 366 号
改正	平成 19 年 7 月 23 日付け団第 225 号
改正	平成 20 年 5 月 1 日付け団第 85 号
改正	平成 20 年 10 月 1 日付け団第 311 号
改正	平成 20 年 11 月 28 日付け団第 366 号
改正	平成 20 年 12 月 12 日付け団第 382 号
改正	平成 22 年 3 月 31 日付け団第 382 号
改正	平成 22 年 10 月 1 日付け団第 215 号
改正	平成 26 年 4 月 30 日付け団第 70 号
改正	平成 30 年 4 月 10 日付け団第 47 号
改正	平成 30 年 5 月 21 日付け団第 99 号
改正	令和 2 年 4 月 23 日付け団第 69 号
改正	令和 2 年 10 月 28 日付け団第 229 号
改正	令和 4 年 2 月 25 日付け団第 294 号
改正	令和 4 年 5 月 26 日付け団第 71 号

(趣旨)

- 第 1 本要綱は、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力のある農業の担い手（単なる生産者ではない経営者）が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるようにするため創設された農業経営改善関係資金制度（以下「資金制度」という。）の効率的な運営を図るとともにいわて県民計画（2019～2028）に掲げる意欲と能力のある経営体の育成のために必要な長期資金を融通することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本資金制度の運営については、農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）、特別融資制度推進会議設置要綱（平成 13 年 9 月 12 日付け 13 経営第 2931 号農林水産事務次官通知。以下「推進会議設置要綱」という。）、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知）、農業改良資金制度運用基本要綱（平成 14 年 7 月 9 日付け 14 経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知）及びクイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続事務等について（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7836 号農林水産省経営局長通知。以下「クイック融資手続等」という。）及び青年等就農資金基本要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3702 号農林水産事務次官依命通知。以下「青年等就農資金基本要綱」という。）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによるものとする。

(対象資金等)

第2 本要綱の対象とする資金（以下「本要綱対象資金」という。）は、次の資金とする。

- (1) 農業近代化資金（農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金であって、ガイドライン第2に定めるものをいう。以下同じ。）
- (2) 農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。）
- (3) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金をいう。以下同じ。）
- (4) 農業改良資金（農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7年9日付け14経営第1931号農林事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。）
- (5) 青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱第3に定める資金をいう。以下同じ。）

(農業者の借入申込み等)

第3 本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱又はガイドラインにおいて定めるもののほか、各資金共通の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）の手続等は次に定めるところによるものとする。

- (1) 借入希望者は、
 - ① これまでの経営状況はどうなっているのか
 - ② 経営改善（認定就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画は適切であり、実行可能か
 - ③ 経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうなるのか、融資返済は可能か等について、自ら真剣に検討の上、概ね5年間の経営改善資金計画書について、借入申込希望書兼経営改善資金計画書（別紙1の(1)又は(2)）により作成し、3の窓口機関に提出するものとする。

なお、借入希望額が個人にあつては700万円以下（青色申告を実施しているものは1,000万円以下）、法人にあつては3,000万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期（特別の事情がある場合は直近期の前期）の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下となっている借入希望者にあつては、別紙1の(1)又は(2)の経営改善資金計画書のうち別紙1の(1)又は(2)の収支計画例又は金融機関の所定様式を用いて作成されたもの（以下「収支計画」という。）の作成を省略することができるものとする。ただし、今後5年間の間に本要綱対象資金の借入を予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入を含む場合又は借入希望者が認定新規就農者である場合は、経営改善資金計画書のうち収支計画の作成を省略することはできないものとする。

- (2) 借入希望者は、クイック融資手続等に定める、営農活動に伴い緊急に必要とする借入額が500万円以下の小口資金について、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用した無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組み（以下「クイック融資」という。）を活用しようとする場合は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書（別紙1の(1)又は(2)）を作成し、3の窓口機関に提出するものとする。
- (3) 認定農業者にあつては、(1)の書類と併せて、農業経営改善計画書及び農業経営改善計画書の認定書の写しを、認定新規就農者にあつては、(1)の書類と併せて、青年等就農計画書、青年等就農計画の認定書の写しを、3の窓口機関に提出するものとする。

なお、農業農村指導士等から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該農業農村指導士等から、別紙2の(1)の認定新規就農者の貸付けに関する意見書(以下「意見書」という。)の交付を受けている場合は、この意見書を上記の書類に併せて提出するものとする。

2 借入希望者が、飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。)に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼育する事業を営む者である場合は、家畜保健衛生所から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

3 借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合(経営改善資金計画書の記載不備を理由に、第4の1に定める窓口機関に受理を拒否された場合を含む。)は、融資機関及び関係機関(広域振興局の農政担当部若しくは農林振興センター、農業改良普及センター、市町村、農業委員会又は担い手育成総合支援協議会、青年農業者等育成センター等)等に相談することができるものとする。

なお、借入希望者は、インターネット等を活用して資金に関する手続を行っている融資機関及び関係機関等に対しては、インターネット等により手続を行うことができるものとする。

4 窓口機関は、借入れの審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合には、農業改良普及センターに当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとする。これを受けて、農業改良普及センターは、必要に応じ関係機関の意見を踏まえ、当該認定新規就農者に係る意見書を作成し、窓口機関に送付するものとする。

この場合において、当該認定新規就農者が第1項(3)の規定による農業農村指導士等の意見書を提出している場合には、農業改良普及センターは、自らの意見書に代えて当該農業農村指導士等の意見書の内容が当該農業農村指導士等の人格・能力等からみて適切である旨の別紙2の(2)の確認書を提出することができるものとする。

5 経営改善資金計画等(第1項(1)、(3)の規定に基づき、借入希望者等が、並びに第3項の規定に基づき農業改良普及センターが窓口機関に提出する書類。以下同じ。)の提出先は、第4の1に定める窓口機関とする。

なお、借入希望者は、最寄の窓口機関が分からない場合は、県(農林水産部団体指導課、広域振興局の農政担当部若しくは農林振興センター又は各農業改良普及センター)に照会できるものとする。

6 借入希望者が融資の可否について回答を受けるまでには、1月半程度かかることから、このことを考慮の上、借入希望者は実際に資金が必要な日より極力早い時期に窓口機関に経営改善資金計画書等を提出するよう配慮するものとする。

(窓口機関等)

第4 経営改善資金計画書等の提出先となる窓口機関は、次のとおりとする。

(1) 本要綱対象資金について十分な知識を有し、その適切な対応を行える民間金融機関及び株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)の受託金融機関(農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合)

(2) 公庫

2 県は毎年度、管内の窓口機関である金融機関のリストを作成し、その周知徹底(借入希望者からの照会への適切な対応を含む。)に努めるものとする。

3 県は、本要綱対象資金の適切な対応ができないと判断した金融機関については窓口機関から除外できるものとする。県は、窓口機関から除外した金融機関については、本要綱対

象資金の融資機関からも除外する方向で手続きを進め、又は関係する金融機関との調整を行うものとする。

- 4 県は、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等を受け付けた場合は、県政提言処理要綱第6及び第7により処理するものとする。

(窓口機関の手続き等)

第5 窓口機関は、借入希望者等から経営改善資金計画書等を受理した場合、次のルールに従い、融資機関及び関係機関に關係書類の写しを送付するものとする。(ただし、個人情報の取扱いについては第12の4及び5に留意することとする。)

- (1) 窓口機関は、その役割を適切かつ十分に発揮し、本要綱対象資金の円滑な融通に資するため、同資金に係る苦情等相談窓口を設置するとともに、苦情又は融資相談案件処理簿を整備するものとする。

また、窓口機関は、第3の2に基づき、借入希望者から本要綱対象資金に係る融資相談があった場合には、経営改善資金計画書等の受理の有無に関わらず、苦情又は融資相談案件処理簿にその内容、処理状況等を整理しておくものとする。

- (2) 窓口機関が公庫である場合には、借入希望者の希望する又は取引のある民間金融機関に対し、窓口機関が民間金融機関である場合には公庫に対し、直ちに当該關係書類の写しを送付することとする。

ただし、借入希望者が収支計画の作成を省略して手続きを行った場合であり、かつ、第7の1の分担關係の基準に照らして融資機関が単独で対応することが適当であるときは、当該關係書類の写しの送付を省略することができるものとする。

- (3) 窓口機関は、民間金融機関が対応する(農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合が公庫資金を転貸する場合を含む。)ことが適当である場合には、借入希望者が農業信用基金協会による保証を全く希望しない場合を除いて、直ちに当該協会に關係書類の写しを送付することとする。

- (4) 窓口機関は、直ちに広域振興局の農政担当部又は農林振興センター及び農業改良普及センターに關係書類の写しを送付することとする。

- (5) 窓口機関は、借入希望者が次に掲げる者である場合には、推進會議設置要綱第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進會議(以下「推進會議」という。)の事務局に当該關係書類の写しを送付することとする。

ただし、推進會議設置要綱第3の3の(1)で委任を受けた融資機関(以下「受任融資機関等」という。)において審査する借入申込案件である場合にあっては、受任融資機関等に送付することとする。

ア 認定農業者又は認定新規就農者

イ 農業近代化資金、経営体育成強化資金において貸付対象者とする集落営農組織

ウ 集落営農組織が法人化する時にその構成員になろうとする者又は農業参入法人(農業近代化資金及び経営体育成強化資金を借り入れようとする場合に限る。)

エ 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者(農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金を借り入れようとする場合に限る。)

- (6) 窓口機関は、借入希望者の法人化の意向をとりまとめ、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号を岩手県農業経営相談所(農業経営の法人化を目的に、農業経営法人化支援総合事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知)別記1の第2等に基づき、県に整備された体制をいう。)に随時提供することに努めることとし、少なくとも5月及び11月の年2回提供することとする。

- 2 窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望す

る場合は、その意思を尊重し、

(1) 公庫資金については、公庫に

(2) 農業近代化資金については、借入希望者が希望する民間金融機関(農協・銀行等)に経営改善資金計画書等関係書類を回付するものとし、借入希望者が機関保証を希望する場合は、さらに、農業信用基金協会に関係書類の写しを送付することとし、以後は当該融資機関等が融資手続を行うものとする。

(クイック融資を円滑かつ的確に実施するための運営等)

第6 クイック融資を円滑かつ的確に実施するための運営等は、次のとおりとする。

(1) 受任融資機関等の審査等

受任融資機関等は、借入希望者が窓口機関に対し提出した借入申込希望書兼経営改善資金計画書等を受理した日(以下「受理日」という。)から5営業日以内に、融資審査を行うとともに、併せて、推進会議から委任された認定等に関する審査(農業経営改善計画と資金計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還確実性等)を行うものとする。

(2) 審査後の手続等

ア 受任融資機関等は、(1)の審査の結果、資金計画の認定をした場合には、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に通知するとともに、正式な借入申込書(参考様式3又は参考様式3を参考にして当該受任融資機関等が定める様式)(農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書(参考様式4又は参考様式4を参考にして当該受任融資機関等が定める様式))等の提出を求めるものとする。

イ 受任融資機関等は、(1)の通知を行った日から5営業日以内にすべての手続を完了させるために、期日を指定し、必要となる書類の整備・提出等を借入希望者に対して求めるものとする。

ウ 借入希望者は、資金を必要とするときに受任融資機関等から確実に融資を受けることができるように、イで指定された期日までに、必要となる書類の整備・提出を受任融資機関等に対して行うものとする。

(3) 通常借入手続への移行

受任融資機関等は、(1)の審査の結果、基本要綱第3以下に規定する借入手続(以下「通常借入手続」という。)に移行すべきと判断した場合は、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に、通常手続移行通知書(別紙12)により、あらかじめ借入希望者が指定した方法(借入希望者に対する直接手交、郵送、FAX または電子メール)により通知するものとする。

(融資機関相互の分担関係の基準)

第7 公庫と民間融資機関との分担関係の基準については、基本要綱第5の3の(1)によるものとする。

ただし、公庫と民間融資機関との協議により当該基準を変更した場合は、岩手県農林水産部長に報告するものとする。

2 農業改良資金の活用が考えられる場合には、公庫(公庫の受託金融機関を含む。)は、農業改良普及センター及び広域振興局の農政担当部又は農林振興センターと連携を密にし、融資審査が円滑かつ的確に進むよう、必要な手続を進めるものとする。

(融資審査等)

第8 第5により窓口機関から経営改善資金計画書等の送付を受けた融資機関は、経営改善資金計画書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙3の融資審査の考え方を参考として、

- (1) 農業者の経営能力及び研修実績等からみて、経営改善のための計画は適切であり、実行可能か
- (2) 経営改善のための計画が実行されれば、どの程度収益が改善又は向上し、その結果、融資の返済が可能となるか
- (3) 当該作目の被災、価格動向等のリスクに対して、農業共済及び収入保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているか

について責任をもって判断するものとする。

- 2 融資機関は、融資の可否決定に際し、必要がある場合には、広域振興局の農政担当部若しくは農林振興センター又は農業改良普及センター等（借入希望者が農業信用基金協会による保証を希望している場合には農業信用基金協会を含む。）関係機関から農業者の経営能力等に関し、意見を聴くものとする。
- 3 融資機関は、融資の可否決定に1月以上要する場合、農業近代化資金においては、農業近代化資金事務取扱要領第6の1の(1)に定める審査会を活用し、2による関係機関からの意見を聴くことができるものとする。
- 4 融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成可能性及び融資返済の可能性に疑問がある場合には、農業者に対し、1年間農業改良普及センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。ただし、上記の場合において、融資機関は、借入希望者が認定新規就農者である場合は、普及指導センター等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の経営改善資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。
- 5 借入希望者が第5の(5)のアからエに掲げる者である場合には、第5の(5)により関係書類の送付を受けた推進会議の事務局では推進会議を開催し、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金（認定就農計画に基づく場合に限る。）、農業近代化資金及び青年等就農資金の経営改善資金計画書について審査（農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性、農業経営改善計画又は青年等就農計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を行い、適当と認められる場合には、融資機関に対して、経営改善資金計画書に係る認定通知書（別紙4）を送付するものとする。
- 6 農業改良資金の貸付け（借入希望者が第5の(5)のイの場合を除く。）については経営改善資金計画について推進会議の認定を要しないが、特に必要と認める場合には、メンバー間で経営改善資金計画の内容について協議することができるものとする。
- 7 借入希望者が機関保証を希望しており、民間金融機関としても機関保証が必要であると判断する場合は、融資機関は、農業信用基金協会と連携をとって並行して融資審査を進めるものとする。
- 8 公庫（公庫の受託金融機関を含む。）が農業改良資金の融資を行おうとするときは、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第6条に規定する県の認定手続きの準備を並行して進めるものとする。
- 9 融資審査を進める中で、融資機関としては融資できない可能性が高いときは、窓口機関の受理から3週間以内に、他の融資機関（公庫のときは民間金融機関、民間金融機関のときは公庫）に連絡し、審査体制を変更するものとする。
- 10 融資機関は、融資の可否の決定に1年半以上を要する場合は、その理由を窓口機関に連

絡するものとする。

- 11 融資機関は、融資の可否が決定した場合には、その結果を速やかに窓口機関に連絡するとともに、融資を行わないこととした場合には、参考様式2又は参考様式2を参考にして当該融資機関が定める様式)の総括表を送付し、その理由を連絡するものとする。

(借入希望者への通知)

第9 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理から原則として、1月半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続きが完了しない場合には、借入希望者にその理由を説明するものとする。

2 融資を行わない場合は、窓口機関が、参考様式2又は参考様式2を参考にして当該融資機関が定める様式により借入希望者に対して、その理由を説明するものとする。

3 融資を行う場合は、当該融資機関から借入希望者に融資審査結果を通知するとともに、正式な借入申込書(参考様式3又は参考様式3を参考にして当該融資機関が定める様式)(農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書(参考様式4又は参考様式4を参考にして当該融資機関が定める様式))等の提出を求め、融資の可否通知から2週間以内にすべての手続きを完了し、借入希望者が資金を必要とするときに貸付実行が確実に行われるものとする。

なお、第5の2の手続(借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合の手続)によるときは、経営改善資金計画書の提出時に、借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書等の提出を求めても差し支えないものとする。

4 3による借入申込書は、農業近代化資金にあっては、農業近代化資金事務取扱要領第4の2の(1)に定める様式とする。

(債権保全措置)

第10 債権保全措置については、基本要綱第3の3によるものとする。

(融資実行後の措置)

第11 借入者は、経営改善資金計画期間中、経営改善資金計画が達成されるまでの間、融資機関から経営状況の報告を求められた場合、参考様式1又は参考様式1を参考にして当該融資機関が定める様式により、経営状況を融資機関に報告するものとする。

ただし、簡素化様式を使用して融資を受けた借入者にあっては、参考様式1による経営状況の報告を省略できるものとする。

2 融資機関は、借入者から提出される経営状況の報告書を踏まえて、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な指導を行うものとする。

3 融資機関は、農業改良普及センターから、第12の2の円滑な実施のため経営状況の報告書(参考様式1)の写しを求められた場合には、遅滞なく当該農業改良普及センターに送付するものとする。

特に、認定新規就農者の場合にあつては、農業改良普及センターが濃密な指導(新規に就農する者の経営基盤が脆弱であることに鑑み、その経営状況に応じたきめ細やかな指導をいう。以下同じ。)を行えるよう、融資機関は、借入者から経営状況の報告書の提出がある都度、経営状況報告書の写しを当該農業改良普及センターに送付するものとする。

(その他)

第12 農業近代化資金に係る利子補給承認手続きについては、事務取扱要領に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 広域振興局長は、融資機関から利子補給承認申請がなされた場合、当該申請案件が第8の3により関係機関からの意見を基に融資可能と判断されたものであるとき又は受任融資機関等が融資可能と判断したものであるときは、制度要件への適合状況を確認の上、原則として、当該融資判断をもって利子補給承認するものとする。
- (2) 当該申請案件が第8の4により融資可能と判断されたものである場合は、制度要件への適合状況を確認の上、原則として、事務取扱要領第6の1の(1)に定める審査会を省略し、推進会議の認定をもって利子補給承認するものとする。
- 2 農業改良普及センターは、本要綱に基づく融資に関し、農業者の借入申込等が円滑に行われ、また、融資後、経営改善が確実に達成されるよう、適切な指導を行うこととする。特に、認定新規就農者の場合にあつては、濃密な指導を行うよう努めることとする。
- 3 窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。
- 4 窓口機関、県、その他の関係する機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）、その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善資金計画書等（意見書及び確認書を含む。）の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 5 窓口機関は、経営改善資金計画書及び借入希望書兼経営改善資金計画書（別紙1の(1)又は(2)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書のうち収支計画例を除いたものをいう。）の受理にあたり、借入希望者に対し、第5及び第6により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、農業経営改善関係資金に係る個人情報の第三者提供の同意書（別紙1の(1)又は(2)）により同意を求めることとする。
- 6 農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、本要綱の施行前に経営体育成総合融資制度基本要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の1、認定農業者育成推進資金融通措置要綱（平成10年4月8日付け10農経A第321号農林水産事務次官依命通知）第4の1及び認定農業者育成確保資金融通措置要綱（平成13年5月11日付け13経営第357号農林水産事務次官依命通知）第3の1により推進会議の認定を受けた資金利用計画は、本要綱により推進会議の認定を受けた経営改善資金計画とみなす。

附 則

この要綱は、平成14年8月9日から施行し、平成14年8月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年3月17日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月28日から施行し、平成18年4月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年12月13日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 7 月 23 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 5 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 11 月 28 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 12 月 12 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 30 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 10 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 5 月 21 日から施行し、平成 30 年 5 月 9 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 23 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 10 月 28 日から施行し、令和 2 年 9 月 30 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 2 月 25 日から施行する。

- 附 則
- 1 この要綱は、令和 4 年 5 月 26 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 3 の 1 の 2 の規定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
 - 2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。